
奈良県警察運転免許センター新庁舎整備事業 要求水準書（案）に関する質問及び事業者ヒアリングに係る実施要領

1. 要求水準書（案）に関する質問について

要求水準書（案）の内容に対する質問回答を以下のとおり行う。

1.1. 質問の提出方法

質問内容を簡潔にまとめ、様式1「要求水準書（案）に関する質問書」に記入の上、件名を「（企業名・実施方針等に関する質問書）奈良県警察運転免許センター新庁舎整備事業」として、電子メールにより提出すること。

1.2. 受付期間

令和8年6月30日（火）から7月21日（火）午後4時まで

1.3. 回答

質問に対する回答は、令和8年8月18日（火）から県警のホームページにて公表する。

2. 事業者ヒアリングについて

事業をより良いものとするため、要求水準書（案）等についての意見を聴取し、サービスの質を高めるに資すると判断される意見等を入札説明書等の公表資料に反映することを目的として、事業者ヒアリングを実施する。事業者ヒアリングの参加方法等については以下のとおりである。

2.1. 実施日時

令和8年9月2日（水）から9月9日（水）まで

時間は参加申し込みの状況に応じて決定する。

2.2. 開催場所

奈良県警察本部（予定）

2.3. 参加資格

事業者ヒアリングの参加資格は、以下の事項を満たす者とする。

- (1) 本事業の入札に参加しようとする単独企業もしくは複数企業のグループ
- (2) 事業者ヒアリングの実施日に実施方針「2.4. 入札に参加する者の備えるべき参加資格要件」の要件を満たす、または満たす見込みである者

2.4. 参加方法等

令和8年8月18日（火）から8月25日（火）午後4時までに、件名を「（企業名・事業者ヒアリング）奈良県警察運転免許センター新庁舎整備事業」とし、事業者ヒアリング申込書（様式2-1及び様式2-2）に記入の上、添付ファイルにて電子メールにより以下に提出すること。

電子メール：eizen@police.pref.nara.jp

2.5. 実施日時等の確定

事業者ヒアリングの実施時間は、原則として、先着順とする。なお、事業者ヒアリングの実施日時等については、参加申込のあった者に別途連絡する。

2.6. 事業者ヒアリングの位置づけ等

事業者ヒアリングは、あくまで県と参加者の意思疎通を図る場であり、参加者にとっては

提案内容そのものに関わる話題がある可能性があることを踏まえ、参加者ごとに個別に行うものとし、公開しないものとする。

2.7. 事業者ヒアリングの所要時間等

事業者ヒアリングの時間は単独企業若しくは2者のグループの場合 15 分、3～4者のグループの場合 30 分、4～5者のグループの場合 45 分、6者以上のグループの場合 60 分とする。所要時間を必要としなかった場合は、所要時間経過以前でも終了可能とする。

2.8. 事業者ヒアリングの進め方

- (1) 参加者が主体となって対話を進めること。なお、事前に提出された質疑等の資料と同じ順序で進めなくてもよい。
- (2) 県から、本事業について説明を行う必要がある場合は、全ての事業者に対して同じ内容の説明を行う。
- (3) 自己紹介は不要とし、名刺交換はしない。

2.9. 留意事項等

- (1) 発言内容は、参加者・県の双方を拘束しないものとする。また、参加者・県の双方とも確約書・確認書等の書面のやり取りはしない。
- (2) 事業者ヒアリングのなかで、公平性の観点から全ての参加者に知らせるべき事項があった場合には、入札公告時に入札説明書等に反映する。
- (3) 事業者ヒアリングにおけるやり取りをメモすることは認めるが、IC レコーダー等を用いて録音することは禁止する。
- (4) 事業者ヒアリングの実施に際しては、参加者から県への各種資料の提示は可とするが、受領はしない。
- (5) 参加人数は、単独企業、複数企業のグループともに 15 名までとする。
- (6) 同一企業が複数回参加することは不可とする。